

会 議 記 録				
会 議 の 名 称	亀岡市土地開発公社及び 亀岡市住宅公社 の土地処理に関する調査特別委員会		会議場所 全員協議会室	
			担当職員 阿久根由美子	
日 時	平成24年8月21日(火曜日)		開 議 午後 1 時 00 分	
			閉 議 午後 1 時 50 分	
出席委員	西村 ○立花 山本 福井 齊藤 馬場 吉田 西口 酒井 並河 湊 小島 ＜木曾議長 明田副議長＞			
執行機関出席者	栗山市長、湯浅副市長、勝見副市長、山内政策推進室長、 岸総務部長、木村財政課長			
事務局出席者	今西局長、藤村次長、阿久根係長、三宅主任、八木主任			
傍聴者	市民3名	報道 2名	執行機関 1名	議員 2名(中村、藤本)

会 議 の 概 要

1 開議

＜西村委員長＞

御参集御苦勞に存じます。

ただいまから、第13回目となる亀岡市土地開発公社及び財団法人亀岡市住宅公社の土地処理に関する調査特別委員会を開議いたします。

最初に、きょうの日程について、事務局から説明願います。

＜事務局長＞

皆さん、お疲れさまでございます。

それでは、本日御協議いただきます内容について、御説明をさせていただきます。

初めに、行政報告について、市で亀岡市土地開発公社と財団法人亀岡市住宅公社の土地取引に関する調査報告書というのができ上がっておりますので、それについての報告を受けることといたします。この報告書については、お手元に配付されていると思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、この委員会も、もう13回目ということで、先だって調査報告書をまとめたいただきましたが、最終的には委員長報告を来る9月定例会に行い最終ということになります。本日は、委員長報告についての案を御検討、決定をいただくということでよろしくお願いをいたします。

＜西村委員長＞

それでは、そのような日程で進めてまいります。

最初に、報告をさせていただきます。

本日午前9時05分にこの本委員会でまとめた報告書を議長に提出をいたしました。中身については、一部本筋にはかわりませんが、正副委員長で調整して、修正したものを議長に提出をさせていただきました。その後、議会運営委員会に報告をされました。そして、この後、議長が市長に送付される予定となっております。きょうの午後4時に公開し、本日中にホームページも掲載する日程になっておりますので、御報告させていただきます。

それでは、理事者入室まで暫時休憩いたします。

13：03

(休 憩)
(執行機関入室)

13：03

<西村委員長>

これより、会議を再開いたします。

まず、お手元の平成 24 年 2 月 29 日付けの市が調査をされました公社土地取引問題調査委員会の報告書について理事者から説明を受けたいと思います。

<市長>

一言御挨拶を申し上げます。

このたびは、公社土地取引問題に関しまして、きょうまで特別委員会を再々開催になって、事実の確認と問題の発生の要因と調査審議をいただきました。議会にも大変な御負担をかける事態となりましたことに関しまして、まずもっておわびと感謝を申し上げます。

昨年 12 月に本件指摘を受けまして以後、市におきましても外部委員による調査委員会を設置しまして、事実関係を再調査してまいりました。本年 2 月に調査を終了し、結果報告書として市の調査委員会から報告を受けたところでございます。

当初は 3 月定例会で報告すべきとの考えで、議会とも調整させていただきましたが、議会においては調査の最中であって、この時点で市の調査結果を明らかにすることが議会調査に影響を及ぼすと判断をしまして、議会調査とあわせて結果公表すべきとして、本日まで公表を差し控えていたことの御理解をお願いしたいと思います。

それでは、調査結果につきましては、担当職員から説明をさせていただきます。

<政策推進室長>

土地取引に関する調査報告書について、その内容を説明させていただきます。

既にお手元にお持ちいただいていると思うんですけども、延べで 20 ページに及ぶ調査報告書でございますので、少しかいつまんで御説明、要点のみ御説明申し上げます。

昨年 12 月の定例会におきまして、土地開発公社と住宅公社の間において行われました平成 18 年 12 月及び平成 20 年 3 月の土地登記手続き及び同登記手続きに関連した融資手続きに関して、不透明な処理が行われている旨の指摘を受けたところでございます。即、翌日の 12 月 14 日と 20 日に開催されました全員協議会で、その時点で判明しました事実については報告をさせていただいたところでございますが、引き続き調査を行い、しかるべき形で報告をさせていただきますと申し上げたところでございます。

そうした経緯から、市としましても年明け早々に実態調査をするべきとの判断をし、今回の問題提起、その経緯、事実確認及び背景について関係人等への事情聴取も含む必要な調査を行って、報告書として提出いただいたものでございます。

調査の対象でございますが、1 ページの下に掲げております第 1 としてございますが、対象土地は余部町清水の物件 4 筆でございます。その手続きでございますが、登記手続きとしましては、平成 18 年 12 月 25 日付けの所有権移転登記及び根抵当権設定仮登記の抹消登記でございます。それと、平成 20 年 3 月 31 日付けの所有権抹消、合意解除の登記と根抵当権設定の仮登記でございます。

またそれに関連します融資手続きとしまして、平成 18 年 12 月 25 日付けの金銭消費貸借契約証書貸付融資契約、これは J A 京都との契約でございます。それと平成 20 年 3 月 31 日付けの約束手形貸付融資契約、これは京都銀行との契約でございます。以上を調査対象としまして調査を行いました。

調査の方法でございますが、3 ページの第 2、調査手続というところでございます。

有資格者によります公社取引問題調査委員会を設置して、実査調査を実施しました。調査委員会の委員には、一番冒頭に書いております秋田仁志法律事務所の秋田仁志弁

護士、それから河公認会計事務所の河良彦公認会計士、この2名をお願いしました。この2名につきましては、いずれも奈良県生駒市の土地開発公社が絡んだ総合スポーツ公園用地購入問題並びに足湯施設建設問題で不正があったとして、この調査に関与されております。現在は生駒市の法令遵守委員会の委員長、副委員長をされているということから、この両名をお願いいたしました。

平成24年1月6日に委員会を設置して、以後、経理諸表、決算書等の関係書類の実査調査、金融機関への照会、関係者ヒアリングを実施して、2月29日に調査報告書として市へ提出いただいたものでございます。

事実の確認でございますが、4ページ第3、事実関係というところでございます。

事実関係につきましては、議会の調査と中身は一緒でございますから、かいつまんで御説明申し上げます。

4ページには住宅公社の概要、そして5ページには土地開発公社の概要が記されております。その部分は割愛させていただいて、6ページからでございます。

平成18年の手続きに関してでございますが、確認された事項で大きくは3点記されております。

1点目が住宅公社の常務理事は土地開発公社の常任理事も兼ねていて、両公社の業務執行を任される立場にあった。それと、両公社の登録印の管理も同一人が行っていたということであります。

2点目には、金融機関から借入金の返済を強く迫られたために、J A 京都への借入れを理事会に諮ることなく、独断で行為に及んだこと。

3点目には、その後も理事会に報告することなく、借りがえたことが発覚されるのを防ぐための行為をみずから積極的に進めていたことが確認されました。

それと20年の手続きに関しましては9ページからでございます。

これも3点ございますが、20年1月に平成18年の手続きが発覚し、市長、当時の住宅公社会長から従前の形に戻すことを命ぜられたために、京都銀行の借りがえを実行したこと。この処理についても特定の者のみが知る限りで、理事会への報告はされていなかったこと。3点目に、会計監査においても、通帳確認すれば発覚できたと考えられるが、何ら指摘はされていなかったことでございます。

そこで、これらの事実確認からの問題の指摘でございますが、11ページでございます。

第4、平成18年12月及び平成20年3月手続きの問題点として記されているものでございます。

まず、平成18年手続きに関して、住宅公社にとっての問題として3点あります。

まず1点目に、土地の所有権移転、資金の借入れ、償還については、理事会の承認を必要とする寄附行為に違反しております。常任理事の権限を逸脱する行為と認められること。

それから2点目ですが、個人的な意図あるいは第三者への利益提供の事実は確認できなかったために、背任等の違法行為については認定できない。しかし、多額ではないが登記手続き等不要な負担は若干生じていたこと。

3点目に、土地移転登記後も土地の収益（賃料）及び負担、租税なり利息等が住宅公社に帰属した状態にあったことから、移転登記が実態に伴ったものであったかの疑問が残る。しかし、原状に復されておりますので、これの確定判断は本調査では行われておりません。

それから、土地開発公社においての問題点です。2点あります。

1点目に、市からの依頼、市への通知、協議もなく行った18年の行為は、定款及び

業務方法書に違反した行為である。

それから2点目に、個人的な利得あるいは第三者の利益提供は確認されないが、本件土地の実際価格と5億円とに差が生じたとするならば、当時には差額相当の実損を与えていたことになり、債務保証を通じて市にも損されていたとも解せるものであること。

それから平成20年の手続きについては13ページからですが、4点指摘されています。

1点目に、理事会の決議、報告もなく、また市の報告もないまま処理されたことは、寄附行為、定款に沿った処理ではなく、18年と同等の問題が認められること。

2点目に、20年手続きは18年手続きで生じた不正常な状態を解消することを目的としていて、新たな取引行為、事業行為と関係者が認識していなかったと認められること。

3点目に、20年の手続きで損害回避ができましたが、18年の手続きは極めて不正常なものであったと言える。その要因として、両公社の運営管理体制に深刻な問題が認められたこと。

それから4点目ですが、両公社の公的役割を考えるならば、20年の手続きによって正常な状態に復された後は、両公社の理事会及び市へ経過と処理結果等が報告され、市民にも公表されるべきであったと考えられることで指摘を受けています。

そこで問題発生 of 要因なり背景として、14ページに記されております。

第5と指摘されているところでございます。4点あります。

1点目には、両公社の経営全般が常務理事にゆだねられ、その執行をチェックできない組織体制、また公印管理についてもだれのチェックもなく押印できる状態に置かれていたこと。

2点目には、常務理事を除く両公社の理事は市職員及び市議会議員の兼職であって、経営に関して複数で判断できる意思決定システムが確立されていなかったこと。

3点目に、公社職員は常務理事の指示のもとに事務手続きを処理しており、指示、処理の適正性について確認できる事務局体制ではなかったこと。

4点目に、決算監査、理事会での決算承認の手続きにおいても、常務理事が意図的に報告をしなかったために、問題を指摘し、審議されることはなかったこと。しかし、少なくとも監査執行時の会計諸表の突合で発覚、指摘されるべきであったとも思われると意見が付されております。

そこで、こういった事実確認、また指摘を受けて再発防止に向けた提言として、15ページ第6で記されております。

3点大きくありまして、一つ目が、市による外郭団体に対するチェックの必要性。2点目に、リスク業務に対する管理強化。それから3点目に開発公社の廃止も含めた検討でございます。

まず、1点目のチェックの必要性でございますが、5点記されております。

1点目に、市の外郭団体に対しては、出資者の立場から設立目的に沿った事業、運営が適正に処理されているか、定期的または随時に検査する必要があること。

2点目に、特に不動産を扱う両公社においては、その取引金額、管理資産額、収益、損失も多額に及ぶものであることから、市のチェックが極めて重要であること。

3点目に、外郭団体の理事は、団体の経営、運営に関して責任を負っており、善良な管理者としての注意義務を怠った場合には、市民に対する責任、理事個人の法的責任も生じ得ることを周知徹底する必要があること。

4点目に、理事会、役員会の運営方法についても、事業運営についての必須の確認、

検証事項である資金繰り、収支計画、事業計画の確実性、適正性については、必要的義務的審議事項にするなど、理事会のチェック機能を高めるための措置を実施すること。

5 点目が、理事会の構成員に市の外部者がいなかったことも、内部牽制が十分に機能しなかった一因と考えられるために、外郭団体全てにおいて外部役員、理事選任状況を確認して、その必要性を団体ごとに判断すべきであることの 5 点の提言を受けています。

二つ目のリスク業務に対する管理強化。これも 5 点、提言を受けています。

17 ページでございます。

1 点目が、業務の内容、特質から特に注意をすべきリスク業務については、問題発生を事前に防止する内部牽制システムを機能させる必要があること。

2 点目が、公印管理の状況について、全庁、全ての外郭団体において緊急に確認を行い、不正使用を防止する保管管理者による管理の実施を行う必要があるということ。

3 点目が、政治的立場等を利用した外部からの口ききや圧力から職員を守り、かつ職員に不利益を及ぼさないことを保障した公益目的内部通報ルールの導入、また一定額以上の債務、資産を事業対象とする外郭団体における専門家監査の導入を積極的に検討する必要があること。

4 点目が、本件事案は職員の執務執行のあり方、事務事業全般の客観的な把握、見直しのあり方等、いずれの部署においても生じうるさまざまな問題を含んでいるため、本件事案を題材とした研修も有効であると考えられること。

それから 5 点目が、既に設置されている外部委員による委員会、行政改革推進委員会ですとか入札・契約事務改善及び職員倫理確立等検討委員会においても、所掌事項に対応する形で、本提言内容の検討、具体化を願いたいこと。

それから三つ目の提言で、開発公社の廃止も含めた検討ということで、18 ページからです。

2 点書かれておりまして、1 点目が 18 年の手続きにおいて、J A からの借入金を可能とした背景には、開発公社に対する市の債務保証額と実際の借入実行額に余裕があって、追加借入れが容易になし得る環境にあったことが指摘できます。

開発公社の事業が整理される方向で進められていることを考えれば、債務保証限度額自体の見直しを検討すべきと考えられること。

2 点目に、今回の土地取引及び資金借入れに議会統制が及ぼされておらず、かつ内部牽制も全く機能していない開発公社を利用して行われたことから考察するならば、開発公社の廃止を含めた検討をされたい。既に開発公社経営健全化団体の指定を受けて、保有資産の縮小化が進められているが、さらに開発公社の必要性を正面から検討し、その廃止も含めて取り組まれていくものということで提言を受けております。

2 月にこういった提言、調査報告を受けまして、既に半年が経過したわけですが、その間に本市として、まず早急にすべきもの、それから少し検討しながらすべきものということで、提言に対して既に取り組み等も進めておりますので、少しお話しさせていただきます。

まず、1 点目のチェックの必要性なりリスク業務の管理強化に対してでございますが、亀岡市では、既に外郭団体見直しガイドラインというのを策定して、新公益法人制度への移行にあわせて、組織、経営の見直しを行財政改革プランの中で実施をいたしております。市による指導、助言の徹底と関与のあり方、検査、チェックを高めているところ、これは実行済みでございます。

それと、行財政改革プランの各法人経営健全化の向上を書かれておりまして、透明

性の向上、団体職員の能力開発、監査機能の充実をそれぞれ重点に見直しを進めております。

3 点目に、業務経営状況や見直しの進捗状況を行革推進委員会、また行革推進本部へ定期的に報告することを通して、執行管理、外部チェック機能を高めているところでございます。

それから、コンプライアンスに関しましては、その体制強化を既に図っております。コンプライアンス推進本部を亀岡市として設置しまして、コンプライアンス監、これは弁護士でございますが、置いております。また各職場にコンプライアンスリーダーを配置して、コンプライアンスの確立を高めているところでございます。

それと、コンプライアンスハンドブックを職員に配付して、職員の倫理感、相互牽制の意識啓発も図っております。あと、公益通報制度の創設に向けましてはまだ検討中でございます。他市等の状況を踏まえる中で、制度制定に向けて今進めているところでございます。

それから、開発公社の廃止等に向けた検討でございますが、まず債務保証の問題でございます。

公社経営健全化計画を現在進めておりまして、本年度末でもって終了する予定でございます。本年度末には金融機関からの借入債務を解消するという予定でございます。それにあわせて市の債務保証額を見直すものとしております。

公社の存廃でございますが、この必要性につきましては、現在公社経営健全化推進本部会議で検討しておりまして、京都府下でも他自治体で廃止を決定している自治体もございます。京都府の指導も得る中で、方針を明確にしていく予定でございます。

以上、簡単でございましたが、調査結果報告の説明とさせていただきます。

< 西村委員長 >

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

御質疑ございませんか。

< 酒井委員 >

説明ありがとうございました。

14 ページの下の方なんですけれども、振込記録について、監事による指摘がなかった原因については、特定できなかったと書かれてありますが、この委員会でも 19 年の監事をお呼びしてお話を聞きましたところ、そもそもこの通帳を見る者はいなかったということですから、監事としては知らないというお答えでありまして、そもそもこれは残高証明書だけで確認していたということだったのですが、本来はこれ、通帳を監事が見るべきだったということでしょうか。

< 政策推進室長 >

調査委員会の委員は、公認会計士からは監査においては必ず通帳確認がされるべきものということでございました。そのことについて、当事者も確認をとったんですが、まず当人、常務は提示をしたか、してないかも、もう記憶にないということですし、確かに残高証明を確認されたということは、確認とれたんですが、通帳まで、どこまで見られたのかというのは、ぱらぱらっと見られたのか、もう全然見られてないのかというのは確認がとれませんでしたので、こういう表記になっているということです。

< 西村委員長 >

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

< 西村委員長 >

ないようでございますので、これで質疑を終結いたします。
理事者の皆さん、御苦労さんでございました。

(執行機関退室)

13:29

<西村委員長>

次に、委員長報告の確認をいただきます。

読み上げますので、確認を願います。

亀岡市土地開発公社及び財団法人亀岡市住宅公社の土地処理に関する調査特別委員会の調査結果を報告します。

本委員会は平成23年12月21日、12月亀岡市議会定例会において、地方自治法第98条第1項に基づく検閲、検査権を付した特別委員会として設置されたものであります。

設置目的としましては、財団法人亀岡市住宅公社（以下、「住宅公社」という）が所有する亀岡市余部町清水26番1ほか3筆の土地（以下、「当該土地」という）が、登記簿上、平成18年12月25日に亀岡市土地開発公社（以下、「土地開発公社」という）へ所有権移転されており、平成20年3月31日には所有権抹消登記が行われていたという、実体のない不透明な土地処理を究明するため設置されたものです。

平成24年8月21日まで13回にわたり委員会を開催し、調査を実施しました。

委員会では、記録、書類の提出、参考人の出席による事情、意見等の聴取、及び文書による質問などの方法で調査を行いました。

調査結果については、調査報告書の中で詳細にまとめております。その概要は次のとおりです。

まず、事実経過として、住宅公社は当該土地購入の際に、金融機関から借り入れた5億円の返済が難航していました。そのような状況の中、住宅公社から土地開発公社へ平成18年12月25日、実体のない売買を原因とする所有権移転登記が行われ、同日、土地開発公社で別の金融機関から借り入れ、5億円が返済されていました。この行為は、土地開発公社常任理事と住宅公社常務理事を兼職する理事（以下、「常任・常務理事」という）の独断によるもので、常任常務理事が両公社の代表者印を保管していたことから、登記に必要な書類を作成し、行われたものです。

この所有権移転登記及び金融機関からの借入れに関して、両公社の理事会で審議はされておらず、事業決算報告書への記載もされていませんでした。したがって、決算監査における指摘もなく執行されておりました。しかし、平成20年2月に土地開発公社の経営健全化に取り組むため、市において土地開発公社保有土地の調査を行った際、移転登記の事実が判明しました。土地開発公社の理事長である副市長並びに住宅公社会長の市長は、この事実を認知したが、公表しないまま、同年3月31日に実体のない売買契約の合意解除を原因とする所有権抹消登記を行いました。また認知後も、常任・常務理事による両公社代表者印の保管は継続されており、雇用もその後1年間継続をされていました。

以上が事実の主な経過であります。それをもとに問題の所在について調査しました。その結果につきましては、1、違法行為、2、公社の意思決定形成過程、体制に関する事項、3、土地開発公社理事長及び住宅公社会長の責任に関する事項の大きく3点について指摘するものであります。

まず、違法行為についてであります。本特別委員会では、2人の弁護士に出席要求または文書質問により法的な見解を聴取しました。その結果、平成18年の登記に

おける不実記載及び土地開発公社の売買契約書等虚偽文書の作成については、違法性のある行為であるとの法的見解を確認しました。なお、平成 20 年登記においても、違法性のある見解もあるところです。また、背任罪の構成要因にも該当するとの見解も示されました。

行為者については、常任・常務理事であります。平成 20 年 3 月 31 日登記にかかることは、土地開発公社理事長及び住宅公社会長も行為者であります。市長、副市長が長となる公社において、違法性のある行為があったことは市民の信頼を大きく損なうものであり、問題点として指摘するものです。

次に、公社の意思決定形成過程、体制に関する事項についてであります。本件の土地処理に関しては、常任・常務理事が兼職し、両公社の事務に精通していたことの影響が大きく、さらに両公社の代表者印の管理が任されていたことも大きな原因です。また、平成 14 年 4 月 1 日に土地開発公社常任理事が住宅公社常務理事を兼職することは理事会に諮られておらず、書面表決で決していたことも本調査の中で判明しました。いずれの場合も公社の意思決定形成過程、体制に関して瑕疵が否めないものであります。

次に、土地開発公社理事長及び住宅公社会長の責任に関する事項であります。両公社の長が常任・常務理事の独断を許す環境をつくり、1 年以上にわたる期間、不正な登記の事実を知ることもしなかったことは、管理監督責任が大きく問われるところであります。また、両公社の長が不正な処理を認知した後、公表しなかったこと、不正な登記を不実のものともせず所有権をもとに戻したことで、さらには常任・常務理事の雇用を継続し、代表者印保管を継続させ、何ら対応策や再発防止策が講じられていなかったことから、市民への説明責任や法令順守の立場から大きく責任が問われるところです。

以上が調査の結果概要であります。

本特別委員会では、この問題の重大さを踏まえ、今後、対応すべき事項及び再発防止に向け取り組むべき事項についてもまとめております。

公社の体制については、現職の体制を見直し、不正を生まない人事体制をつくること、内部のチェック体制をとること等。監査については、外部監査導入により内部職員のチェック体制を改めること。不正、腐敗防止という本来の監査目的に合う監査手法等抜本的見直しを行うこと。不正事務については、ガイドラインの作成など、不正発覚後の対応を検討すること。コンプライアンスについては、両公社の長及び市長の自覚を求め、職員の法令遵守の意識改革を図ること。職員の内部通報制度の導入を図ること。土地開発公社については、債務限度額を必要額に減額し、必要なときに議決を経て設定すること。公社存続について、十分検証を行うこと。

最後に違法行為について、既に公訴時効期間が経過したものを除き、告発義務がある。両公社の長または市長において適正に対処されること。

これらを今後の対策、再発防止策として検討し、実施されることを望むものです。

以上が特別委員会設置以来、8 カ月にわたる調査の結果であります。両公社及び市においては、報告書結果を重く受けとめ、特に法的判断により一連の事務に係る違法性が指摘されたものについては、的確に処置されることを求めるものであります。今後は公社のみの問題ではなく市の問題と認識し、市長は組織を上げて再発防止に取り組み、1 日も早く市民の信頼回復に努めるよう強く要請します。

以上、簡単であります。調査結果の報告といたします。

以上であります。お気づきの点がございましたら御発言いただきます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

ないようでございますので、このような形で、9月定例会で報告をさせていただくことといたします。

それでは次に、その他でございますが、何かその他のことでございましたら。

<酒井委員>

きょうの議会報告会はどの範囲を御説明するのか。

<西村委員長>

議会報告会での報告の内容につきましては、それぞれ説明者がおりますので、その説明者で（この後）相談するんですけれども、特にその中で、これをというようなことがございましたら、この際お聞きをしたいですが、基本的には議会だよりの記事に基づいて説明をさせていただくと。

<酒井委員>

ということは、6月時点での特別委員会の報告ということでしょうか。

<西村委員長>

きょうの報告の概略、報告書の公表、その辺のところは言うていったらええのかなと思います。

次に、議会だよりに掲載をするわけなんですけれども、その中身については、正副委員長に一任をいただきたいと思います。いかがですか。

<吉田委員>

素案はつくっていただいたらいいと思いますけれども、1回確認させていただきたい。

<西村委員長>

では、確認をいただきます。
ほかに何かございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

<福井委員>

今、御質問あったんですけど、確認です。きょうの議会報告会の資料は議会だよりで6月の時点での報告です。それはもちろん説明したらいいんですが、それに加えてきょうあったことはしゃべっていいんですか。

<西村委員長>

はい、これはもう4時が過ぎましたら解禁でございますので、その後でございますので、かいつまんで説明をいただけたらと思います。

<福井委員>

了解しました。

<西村委員長>

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

ないようでございますので、本委員会はこれで終結といたしますけれども、委員長から一言、御挨拶をさせていただきたいと思います。

去年の12月21日を第1回目として、きょうまで13回の委員会を開催いただきました。その中で、いろいろと意見をいただきました。また、一方では、書類、参考人の事情聴取などを経て、報告書をまとめていただきました。報告書では、先ほども委員長報告でありましたけれども、違法行為、公社の意思決定過程の体制、両公社の長の責任、告発義務、再発防止、また信頼回復まで言及をいたしております。地方自治

法第98条第1項による特別委員会は、近年なかったと認識をしておりますけれども、そんな意味からも、今回は議会の機能、そして責任を十分果たせた委員会であったと思っております。

長期にわたり、委員の皆様方には大変お世話になりまして、御苦勞さんでございました。挨拶いたします。

議長、一言お願いします。

<木曾議長>

特別委員の皆さんには、13回にわたりまして大変慎重な審議をいただきまして、ありがとうございました。特に取りまとめをしていただく段階におきましても、西村委員長、立花副委員長には大変な御苦勞をいただきまして、本当にありがとうございました。おかげをもちまして、本日、私どもに報告をいただくことになりました。これをもちまして、この後、市長にこの調査特別委員会の報告書を提出させていただき、また4時以降に全ての文書等の公開をさせていただきたいというように思っております。

大変長期にわたりましてお世話いただきました。関係各位の皆さんにも御協力いただきましたことに感謝を申し上げまして、簡単でございますが、調査特別委員会の委員の皆さん並びに関係していただいた皆さんへのお礼とさせていただきます。大変ありがとうございました。

<西村委員長>

これをもちまして、会議を終結いたします。

御苦勞さんでございました。

閉会とします。

(閉 会)

13 : 50